

平成13年度版

すぎなみの介護保険

(平成12年度実績)



杉並区

も く じ

は　じ　め　に	1
1 介護保険のあゆみ	2
2 介護保険関係組織・事務分掌（平成12年度）	4
3 被保険者	5
(1) 第1号被保険者	5
(2) 第2号被保険者	5
4 介護保険料	6
(1) 第1号被保険者	6
(2) 第2号被保険者	7
(3) 保険料の減免	7
5 要介護認定	8
(1) 要介護（要支援）認定の申請	9
(2) 訪問調査	10
(3) 一次判定	10
(4) 二次判定	10
(5) 区の認定	11
6 介護保険給付	13
(1) 介護保険サービスの種類	13
(2) 居宅サービスの利用	14
(3) 施設サービスの利用	15
(4) 福祉用具購入費の支給	15
(5) 住宅改修費の支給	16
(6) 高額介護サービス費	16

(7) 利用者負担額の減免	17
(8) 標準負担額（食事の自己負担額）の減額	17
(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免・特定標準負担額の減額	17
7 介護保険関連給付	19
(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業	19
(2) 訪問介護利用者負担額助成事業（平成12年度～16年度実施）	19
(3) ケアマネージャー等支援事業（平成13年1月開始）	19
(4) 社会福祉法人等における介護保険サービス利用者負担減免助成	20
(5) 家族介護慰労事業（平成13年度開始）	20
(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業 （区制度 平成13年度開始）	20
8 財 政	21
9 介護保険運営協議会	23
10 介護保険相談	24
11 事業者支援	25
(1) 事業者連絡会	25
(2) ケアマネージャー支援事業	25
12 趣旨普及	26
13 その他	28
(1) 介護保険制度のための高齢者実態調査	28
(2) 要介護高齢者等実態調査	28
(3) 介護保険サービス	28

は じ め に

介護保険制度は、医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険に続く 5 番目の社会保険制度として、平成 12 年 4 月 1 日にスタートしました。

介護保険制度は、これまで措置制度として行ってきた介護が、利用者が自らサービスを選択し利用する契約制度となり、介護に大きな変革をもたらしました。

介護保険制度は、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、介護が必要になった者に対して、その者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。」を目的としています。

介護保険法が制定された背景には、医療技術の進歩などによって長寿化が進み、介護を必要とする高齢者の増加が確実なこと、また、介護が長期化し、介護に要する人手や費用の必要が増加する一方で、少子化や家族形態の変化によって核家族化が進み、いままでのように、家族だけで高齢者を介護していくことが困難な状況になっていることなどがあります。

介護保険制度は、上記の背景をもとに、高齢者の介護を社会全体で支え、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で安心して自立した日常生活を送るために創設された制度です。

区では、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいります。今後とも介護保険制度に対するご理解とご協力をお願いいたします。

この冊子は、1 年を経過した杉並区の介護保険の実施状況をまとめたものです。

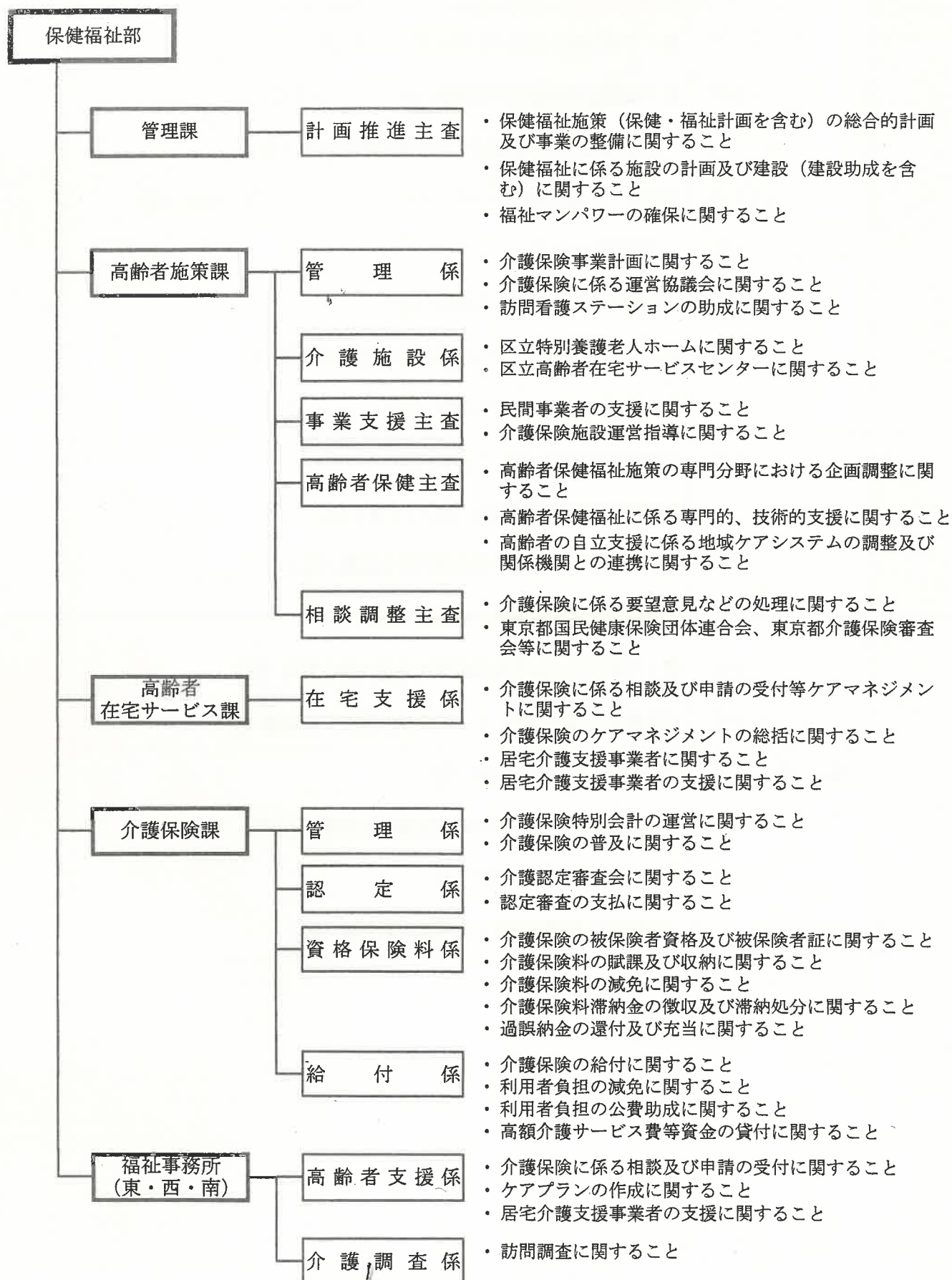
杉並区保健福祉部介護保険課

1 介護保険のあゆみ

	国・都・杉並区のあゆみ
平成 8年11月	第139回臨時国会に「介護保険関連3法案」（介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律）提出（国）
平成 9年 5月	衆議院で3法案修正可決（国）
7月	「介護保険制度対策検討委員会」を設置（区）
10月	「介護保険準備主査」を設置（区）
12月	参議院で3法案再修正可決（国） 衆議院で3法案可決成立（国） 「介護保険関連3法」公布（12月17日）（国）
平成10年 2月	「介護保険制度推進会議」の設置（区）
平成10年 4月	「介護保険支援専門員に関する省令」公布（国） 「介護保険準備担当課」を設置（区）
5月	「杉並区介護保険事業懇談会」を設置（区）
7月	「介護保険制度のための高齢者実態調査」を実施（区）
9月	「第1回介護支援専門員実務研修受講試験」実施（都）
12月	「介護保険法施行令」「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」公布（国）
平成11年 2月	「介護保険事業計画のあり方」を報告（区）
3月	「介護保険法施行規則」「指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令」公布（国）
4月	介護サービス量見込みの算出手順（正式ワークシート）を提示（国） 「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」公布（国） 「介護保険課」を設置（区）

平成11年 6月	指定事業者の申請受付を開始（都）
9月	第1号被保険者該当のお知らせを送付（区）
10月	要介護認定の申請受付を開始（区）（10月1日） 「介護保険事業計画素案」の住民説明会開催（区）
11月	政府の「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」発表（国）
平成12年 2月	介護報酬単価の決定（国） 「介護保険事業計画」を策定（区）
3月	第1号被保険者に介護保険被保険者証一斉交付（区） 介護保険制度住民説明会開催（区）
4月	介護保険法施行（国）（4月1日） 杉並区介護保険条例施行（区）（4月1日） 高額介護サービス費等資金貸付基金設置（区） 「介護保険運営協議会」を設置（区）
8月	第1号被保険者に保険料賦課決定通知書を郵送（区）
11月	「杉並区介護保険サービス利用状況調査」を実施（区）
平成13年 4月	家族介護慰労金事業開始（区） 「介護保険サービス利用者負担額助成事業」を開始（区）
10月	保険料本来額徴収を開始（区） 「杉並区介護保険に関する調査」を実施（区）

2 介護保険関係組織・事務分掌 (平成13年度)



3 被保険者

介護保険の被保険者は次のように区分されます。

(1) 第1号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている65歳以上の方

(2) 第2号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている40歳以上65歳未満の医療保険加入者

※ 住所地特例被保険者

杉並区から区外の特別養護老人ホームなどの介護保険施設に住所を移した方も引き続き杉並区の被保険者になります。

第1号被保険者数

(平成13年3月31日現在)

種別	男	女	計	住所地特例被 保険者(再掲)	外国人 (再掲)
前期高齢者(65～74歳)	21,221	28,004	49,225	684	461
後期高齢者(75歳以上)	13,796	24,400	38,196		
計	35,017	52,404	87,421		

第1号被保険者増減状況

(平成12年度)

増		減	
転入	1,042	転出	1,395
65歳到達	5,555	死亡	2,891
職権復活・その他	127	職権喪失・その他	95
計	6,724	計	4,381

年齢別第1号被保険者

年 齢	被保険者数				
	12年4月1日	13年3月31日	14年3月31日	15年3月31日	16年3月31日
65～69歳	26,160	26,657	—	—	—
70～74歳	22,391	22,568	—	—	—
75～79歳	16,073	16,913	—	—	—
80～84歳	10,398	10,867	—	—	—
85～89歳	6,562	6,662	—	—	—
90～94歳	2,742	2,959	—	—	—
95～99歳	673	688	—	—	—
100歳以上	79	107	—	—	—
合 計	85,078	87,421	—	—	—

4 介護保険料

(1) 第1号被保険者

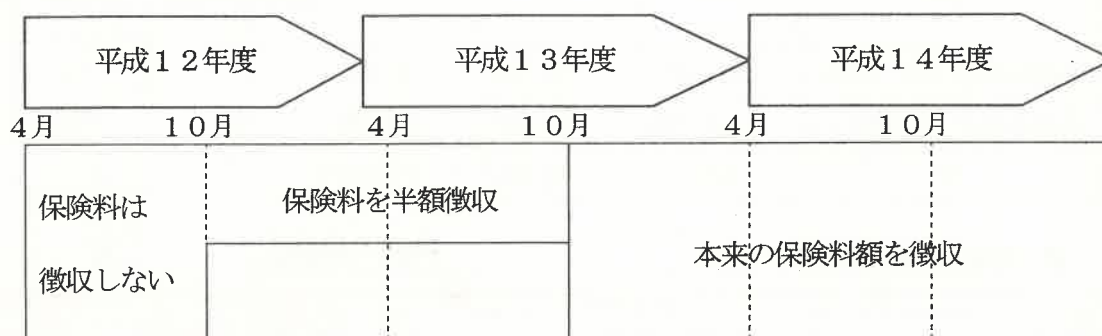
① 保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し、杉並区介護保険条例で定めています。

保険料額は基準年額を35,300円（第3段階）とし、区民税課税状況等により5段階の保険料を設定しています。

② 保険料額の特例

保険料は政府の特別対策に基づき、平成12年4月分から9月分までの保険料は徴収せず、平成12年10月分から平成13年9月分までの1年間は月あたりの保険料を半額としています。



③ 保険料の納付方法

老齢・退職年金が年額18万円以上の方は年金から差し引かれる特別徴収となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収になります。

平成12年度介護保険料額

段階	対象者	本来の保険料 年額（月額）	12年度保険料 年額（月額）
第1段階 基準年額×0.5	生活保護受給者または世帯全員が 区民税非課税かつ老齢福祉年金受給者	年17,600円 (月約1,470円)	年4,400円 (月約740円)
第2段階 基準年額×0.75	世帯全員（1人世帯を含む）が 区民税非課税	年26,500円 (月約2,205円)	年6,625円 (月約1,110円)
第3段階 基準年額	本人が区民税非課税で 他の世帯員が区民税課税	年35,300円 (月約2,940円)	年8,825円 (月約1,470円)
第4段階 基準年額×1.25	区民税課税 (合計所得250万円未満)	年44,100円 (月約3,675円)	年11,025円 (月約1,840円)
第5段階 基準年額×1.5	区民税課税 (合計所得250万円以上)	年52,900円 (月約4,410円)	年13,225円 (月約2,210円)

現年度分介護保険料収納状況

年度	区分	調定額A	収入額B	還付未済額C	収納率D *	未納額E *
1 2	特別徴収	654, 402, 854	658, 066, 652	3, 663, 798	100. 00%	0
	普通徴収	170, 780, 505	154, 192, 033	431, 231	90. 03%	17, 019, 703
	合 計	825, 183, 359	812, 258, 685	4, 095, 029	97. 93%	17, 019, 703

* 収納率D = (B - C) ÷ A

* 未納額E = A - (B - C)

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。集められた保険料は、いったん社会保険診療報酬支払基金に集められ、給付費に応じて、区市町村に交付されます。

(3) 保険料の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少した場合、申請により一定期間保険料が減免されます。

現年度分介護保険料減免状況

年度 \ 区分	件数	減免額
1 2	3	1 5, 4 3 6
1 3	—	—
1 4	—	—

5 要介護認定

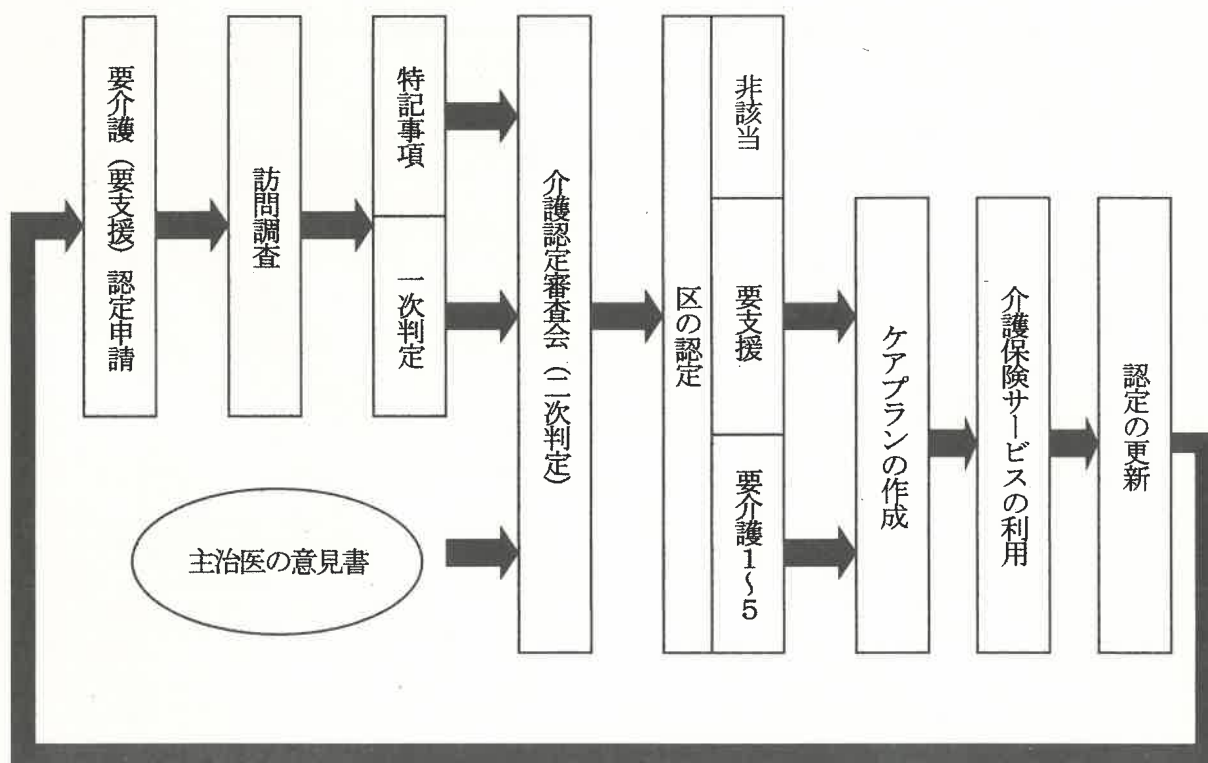
介護保険サービスを利用するには、介護が必要であるという要介護（要支援）認定を受けなければなりません。

65歳以上の方は、原因を問わず介護が必要になったとき、40歳以上65歳未満の方は、加齢に伴う病気（特定疾病）が原因で介護が必要になったときに申請ができます。

特定疾病

①筋萎縮性側索硬化症 きんいしゆくせいそくさくこうかしょう	⑨糖尿病性神経障害・腎症・網膜症 とうにょうびょうせいしんけいしょうがい じんしょう もうまくしょう
②後縦靱帯骨化症 こうじゅうじんたいこっかしょう	⑩脳血管疾患 のうけっかんしゅかん
③骨折を伴う骨粗鬆症 こつそしょうしょう	⑪パーキンソン病
④シャイ・ドレーガー症候群	⑫閉塞性動脈硬化症 へいそくせいどうみやくこうかしょう
⑤初老期における痴呆 しろうき ちほう	⑬慢性関節リュウマチ まんせいかんせつ
⑥脊髄小脳変性症 せきずいしょうのうへんせいしょう	⑭慢性閉塞性肺疾患 まんせいへいそくせいはいしゅかん
⑦脊柱管狭窄症 せきちゅうかんきょうさくしょう	⑮両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 りょうがわ しつかんせつ こかんせつ いちじる へんけいせいかんせつしょう
⑧早老症 そうろうしょう	

認定申請からサービス利用までのしくみ



(1) 要介護（要支援）認定の申請

区役所・福祉事務所・ケア２４で申請を受け付けます。

認定申請・認定審査状況

種 別	平成１１年度	平成１２年度
認定申請件数	９，７６１	１９，１１２
内 区分変更申請件数	２７７	６４４
審査会合議体開催回数	２７３	５０５
審査件数	８，４７４	１７，２４２
審査会判定件数（認定件数）	８，４４１	１７，２１１

申請件数月次推移

平成１１年度

申請	申請
１０月	４，６１１
１１月	１，２９１
１２月	９７５
１月	９７８
２月	９８５
３月	９２１
合 計	９，７６１

平成１２年度

	新 規	転 入	更 新	区分変更	認定取消	合 計
４月	７１２	１４	０	５５	０	７８１
５月	４４０	１６	９６６	６７	２	１，４９１
６月	３３８	９	１２２	７３	０	５４２
７月	３５７	９	１，９７５	５６	０	２，３９７
８月	３６９	１０	２３２	４７	０	６５８
９月	３９４	１４	１，３１７	３７	０	１，７６２
１０月	３３７	６	１，３１９	３２	０	１，６９４
１１月	３６４	９	１，２５６	５４	０	１，６８３
１２月	３３０	１３	１，３４５	５８	０	１，７４６
１月	４５３	９	２，２３５	６１	０	２，７５８
２月	３８４	１３	１，０４９	４２	０	１，４８８
３月	５００	１１	１，５３９	６２	０	２，１１２
計	４，９７８	１３３	１３，３５５	６４４	２	１９，１１２

年度別認定申請件数

年度	区分	新 規	転 入	更 新	区分変更	認定取消	合 計
１１		９，４８４	０	０	２７７	０	９，７６１
１２		４，９７８	１３３	１３，３５５	６４４	２	１９，１１２
１３		—	—	—	—	—	—
１４		—	—	—	—	—	—
１５		—	—	—	—	—	—
１６		—	—	—	—	—	—

(2) 訪問調査

区の職員が区が委託した事業所の調査員が自宅を訪問し心身の状況などを調査します。

事業所別調査件数

	区役所	福祉事務所	ケア24	さんあい公社	その他	合計
11年度	5	4,394	2,353	171	2,526	9,449
12年度	2	10,587	3,359	299	3,737	17,984
13年度	—	—	—	—	—	—
14年度	—	—	—	—	—	—

【要介護認定調査従事者研修】

区では、訪問調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために、必要な知識・技能を修得することを目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

平成11年度研修開催実績

	回数	参加人数 合計	備考
新任研修	5	342	9・11月開催

平成12年度研修開催実績

	回数	参加人数 合計	備考
新任研修	1	20	10月開催
現任研修	3	159	

(3) 一次判定

訪問調査の結果に基づき、全国一律の基準でコンピューターによる一次判定を行います。

(4) 二次判定

「一次判定による結果」「訪問調査時の特記事項」「主治医の意見書」を基に介護認定審査会で判定します。

【介護認定審査会とは】

医療・保健・福祉の分野における専門家で構成され、審査会は5名の合議体で行います。

介護認定審査会委員数

(平成13年4月1日現在)

区分	医療	保健	福祉	合計
委員数	60	26	29	115

※ 委員定数120名

認定審査会開催回数

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
11	—	—	—	—	—	—	50	51	40	37	48	47	273
12	26	28	39	29	53	26	50	44	46	49	65	50	505

(5) 認 定

二次判定を基に、要支援・要介護1～5の6段階の認定を行います。

※ 非該当（自立）…介護保険サービスの利用はできません。

※ 第2号被保険者で介護サービスを利用できるのは、15種類の特定疾病が原因で認定された方です。

認定結果内訳

区 分	平成11年度			平成12年度			平成13年度		
	居 宅	施 設	合 計	居 宅	施 設	合 計	居 宅	施 設	合 計
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
非該当	330	18	348	332	23	355	—	—	—
要支援	1,117	97	1,214	2,734	127	2,861	—	—	—
要介護1	1,827	387	2,214	4,698	743	5,441	—	—	—
要介護2	1,001	276	1,277	2,343	752	3,095	—	—	—
要介護3	679	388	1,067	1,229	754	1,983	—	—	—
要介護4	654	663	1,317	911	1,060	1,971	—	—	—
要介護5	522	482	1,004	605	900	1,505	—	—	—
小計	6,130	2,311	8,441	12,852	4,359	17,211	—	—	—
再調査	25	8	33	13	18	31	—	—	—
合計	6,155	2,319	8,474	12,865	4,377	17,242	—	—	—

要介護（要支援）認定者数

（平成13年3月31日現在）

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	1,273	2,661	1,796	1,316	1,339	1,257	9,642
第2号被保険者	7	63	63	38	21	50	242
合 計	1,280	2,724	1,859	1,354	1,360	1,307	9,884

年別要介護（要支援）認定者数

区分	第1号被保険者		第2号被保険者		小計		合計
	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護	
12.4.1	1,155	6,421	7	153	1,162	6,574	7,736
13.3.31	1,273	8,369	7	235	1,280	8,604	9,884
14.3.31	—	—	—	—	—	—	—
15.3.31	—	—	—	—	—	—	—
16.3.31	—	—	—	—	—	—	—
17.3.31	—	—	—	—	—	—	—

第1号被保険者年齢別認定者数

(平成13年3月31日現在)

年 齢	被保険者 数	要支援 (A)	要介護 (B)						合 計 (A+B)
			1	2	3	4	5	小計	
65～69歳	26,657	66	153	98	63	69	80	463	529
70～74歳	22,568	176	303	182	138	108	129	860	1,036
75～79歳	16,913	281	455	284	172	164	172	1,247	1,528
80～84歳	10,867	354	636	397	247	258	233	1,771	2,125
85～89歳	6,662	267	645	457	343	341	280	2,066	2,333
90～94歳	2,959	119	383	280	259	257	252	1,431	1,550
95～99歳	688	10	80	90	80	114	87	451	461
100歳以上	107	0	6	8	14	28	24	80	80
合 計	87,421	1,273	2,661	1,796	1,316	1,339	1,257	8,369	9,642
被保険者に対する比率		1.46%	3.04%	2.05%	1.51%	1.53%	1.44%	9.57%	11.03%

第2号被保険者年齢別認定者数

(平成13年3月31日現在)

年 齢	要支援 (A)	要介護 (B)						合 計 (A+B)
		1	2	3	4	5	小計	
40～44歳	1	1	0	0	1	1	3	4
45～49歳	0	7	2	4	0	2	15	15
50～54歳	0	14	12	8	3	4	41	41
55～59歳	2	13	16	12	7	17	65	67
60～64歳	4	28	33	14	10	26	111	115
合 計	7	63	63	38	21	50	235	242

第2号被保険者特定疾病別認定件数

疾病名	11年度	12年度	13年度	14年度
①筋萎縮性側索硬化症	3	4	—	—
②後縦靱帯骨化症	1	3	—	—
③骨折を伴う骨粗鬆症	0	0	—	—
④シャイ・ドレーガー症候群	0	0	—	—
⑤初老期における痴呆	13	18	—	—
⑥脊髄小脳変性症	6	10	—	—
⑦脊柱管狭窄症	2	5	—	—
⑧早老症	0	1	—	—
⑨糖尿病性神経障害・腎症・網膜症	11	37	—	—
⑩脳血管疾患	112	268	—	—
⑪パーキンソン病	12	28	—	—
⑫閉塞性動脈硬化症	0	1	—	—
⑬慢性関節リュウマチ	15	50	—	—
⑭慢性閉塞性肺疾患	0	6	—	—
⑮両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	2	13	—	—
合計	177	444	—	—

※ 更新・区分変更による認定者分を含む延べ件数のため、数値は認定者数とは一致しない。

6 介護保険給付

介護保険サービスは、要支援・要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。

サービスには居宅サービスと、施設サービスの2種類があります。

居宅サービスを利用するときには、「いつ、どのようなサービスを利用するか」というケアプラン（介護サービス計画）をケアマネージャー（介護支援専門員）に作成依頼したうえでサービスを利用します。なお、ケアプランは自己作成することもできます。

施設サービスは、利用者が施設をさがして入所し、利用します。

利用者は、サービス利用時にかかる費用の1割を事業者を支払う「現物給付」、または、いったんサービス費用の全額を支払い後日申請により9割が払い戻される「償還払い」により介護保険の給付を受けます。

(1) 介護保険サービスの種類

① 居宅サービス

● 訪問介護 入浴、排せつなどの介護や、調理・洗濯・買い物などの家事を行います。	● 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期間、特別養護老人ホームなどで、介護を行います。
● 訪問入浴介護 移動可能な浴槽を自宅に運び入れ、入浴の介護を行います。	● 短期入所療養介護（ショートステイ） 医学的管理が必要な方に短期間、医療施設で介護を行います。
● 訪問看護 医師の指示のもと、看護婦（士）や保健婦（士）が訪問し、健康チェックや療養上の介護、診療補助を行います。	● 福祉用具購入費の支給 貸与になじまない福祉用具の購入費を、限度額内で支給します。
● 訪問リハビリテーション 医師の指示のもと、専門家が訪問し機能回復のための訓練を行います。	● 住宅改修費の支給 お風呂場やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を限度額内で支給します。
● 通所介護（デイサービス） 高齢者在宅サービスセンターなどの施設で、健康チェックや入浴、食事、日常動作訓練を行います。	● 居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師らが自宅を訪問して、療養に関するアドバイス等を行います。
● 通所リハビリテーション（デイケア） 老人保健施設・病院等で機能回復訓練を行います。	● 痴呆対応型共同生活介護（グループホーム） 痴呆の高齢者が5～9人で共同生活をします。（要介護1～5と認定された方が利用できます。）
● 福祉用具の貸与 車いすや特殊ベッドなど、在宅での生活に必要な福祉用具を貸し出します。	● 特定施設入所者生活介護 指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームで、介護サービスを提供します。

② 施設サービス（要介護1～5と認定された方が利用できる）

● 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 常時介護が必要で自宅での生活が困難な方に対し、日常生活上を中心とした介護サービスを提供します。
● 介護老人保健施設（老人保健施設） 病状が安定した方に対し、機能訓練を中心とした介護サービスを提供します。
● 介護療養型医療施設（療養型病床群など） 急性期の治療を終え、長期にわたって療養を必要とする方に対し、療養生活を中心とした介護サービスを提供します。

(2) 居宅サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、要介護度別に保険給付の上限額を設けています。

支給限度基準額には、「訪問通所サービス」と「短期入所サービス」の2種類があります。

支給限度基準額は平成14年1月1日から、訪問通所サービスと短期入所サービスが一つにまとめられ、現在の訪問通所サービスの支給限度基準額になります。

要介護度	[訪問通所サービス]		[短期入所サービス]
	支給限度基準額 (1ヵ月あたり)	平均利用額 (東京23区の場合)	短期入所限度日数 (6ヵ月あたり)
要支援	6,150単位	64,300円	7日
要介護1	16,580単位	175,400円	14日
要介護2	19,480単位	205,800円	14日
要介護3	26,750単位	283,200円	21日
要介護4	30,600単位	323,900円	21日
要介護5	35,830単位	379,500円	42日

居宅介護（支援）サービス受給者数

(3月分)

年度	区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
12		854 (3)	1,892 (42)	1,090 (41)	668 (20)	759 (19)	457 (21)	5,720 (146)
13		—	—	—	—	—	—	—
14		—	—	—	—	—	—	—
15		—	—	—	—	—	—	—
16		—	—	—	—	—	—	—

※ () 内は第2号被保険者再掲

※ 福祉用具購入費・住宅改修費のみの受給者は含まず

(3) 施設サービスの利用

施設サービスの利用者負担は、下表の①+②+③の額になります。

	施設サービス費		②食費の 自己負担額 (標準負担額)	③日常 生活費
	総費用 (要介護1～5)	①利用者 負担額		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	250,262～ 306,225円	左記 利用者負担額は (総費用)の1割	23,400円 (780円× 30日) (所得に応じ て減額あり)	日用品・教養娯楽費など (施設によって異なる)
介護老人保健施設 (老人保健施設)	276,672～ 339,552円			
介護療養型医療施設 (療養型病床群など)	375,079～ 432,928円			

施設介護サービス受給者数

(3月分)

区分 年度	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
12	1,282 (14)	439 (7)	199 (10)	1,920 (31)
13	—	—	—	—
14	—	—	—	—
15	—	—	—	—
16	—	—	—	—

※ () 内は第2号被保険者再掲

(4) 福祉用具購入費の支給

貸与になじまない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で、保険対象となるものについて、購入費の9割を償還払いにより支給します。

福祉用具購入費の支給

区分 年度	要支援		要介護		合計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
12	84	1,866,190	907	26,511,282	991	28,377,472
13	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—
15	—	—	—	—	—	—
16	—	—	—	—	—	—

(5) 住宅改修費の支給

お風呂やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居20万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の9割を償還払いにより支給します。

住宅改修費の支給

区分 年度	要支援		要介護		合計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
1 2	113	11,420,769	804	86,707,003	917	98,127,772
1 3	—	—	—	—	—	—
1 4	—	—	—	—	—	—
1 5	—	—	—	—	—	—
1 6	—	—	—	—	—	—

(6) 高額介護サービス費

サービス利用時に支払う1割の利用者負担額には、区民税の課税状況等によって1ヵ月あたりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給されます。

高額介護サービス費の支給

区分 年度	高齢福祉年金受給者等		世帯全員の区民税が 非課税等		左記以外の世帯		合 計	
	上限額 15,000 円／月		上限額 24,600 円／月		上限額 37,200 円／月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1 2	588	4,652,298	2,379	12,983,546	394	1,650,473	3,361	19,286,317
1 3	—	—	—	—	—	—	—	—
1 4	—	—	—	—	—	—	—	—
1 5	—	—	—	—	—	—	—	—
1 6	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 第2号被保険者含む

(7) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少した場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

利用者負担額の減免

年度 \ 区分	減額件数	免除件数	合 計
1 2	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1 3	—	—	—
1 4	—	—	—

※ () 内は第2号被保険者再掲

(8) 標準負担額（食費の自己負担額）の減額

介護保険施設に入所・入院中の食費の負担日額780円（平成12年12月31日までは760円）が、区民税の課税状況等に応じ500円または300円に減額されます。

標準負担額（食費の自己負担額）の減額

（平成13年3月31日現在）

年度 \ 区分	老齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が 非課税等	合 計
	300円/日額	500円/日額	
1 2	47 (0)	307 (5)	354 (5)
1 3	—	—	—
1 4	—	—	—

※ () 内は第2号被保険者再掲

(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免・特定標準負担額の減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、施行から5年間（平成12年度～平成16年度）、区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、特定標準負担額（食費の自己負担額）が減額されます。

介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減免

（平成13年3月31日現在）

年度 \ 区分	利用者負担額の減免			特定標準負担額（食費の自己負担額）の減額		
	老齢福祉年金 受給者等	世帯全員の 区民税が 非課税等	合 計	老齢福祉年金 受給者等	世帯全員の 区民税が 非課税等	合 計
1 2	145 (5)	333 (0)	478 (5)	287 (5)	647 (4)	934 (9)
1 3	—	—	—	—	—	—
1 4	—	—	—	—	—	—

※ () 内は第2号被保険者再掲

平成12年度介護給付費等の状況（介護サービス費＋支援サービス費）

種	類	現物給付		償還払い		給付費合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
居宅介護（支援）サービス給付費	訪問介護	106,325	4,824,009,968	117	5,985,642	106,442	4,829,995,610
	一般分訪問介護	38,644	2,429,493,080	10	1,060,107	38,654	2,430,553,187
	特例分訪問介護	37,455	2,373,830,597	10	1,060,107	37,465	2,374,890,704
	訪問入浴介護	1,189	55,662,483	0	0	1,189	55,662,483
	訪問看護	7,841	324,664,318	5	273,762	7,846	324,938,080
	訪問リハビリテーション	9,222	359,846,326	3	218,441	9,225	360,064,767
	通所介護	271	4,396,648	0	0	271	4,396,648
	通所リハビリテーション	17,298	786,363,077	0	0	17,298	786,363,077
	福祉用具貸与	3,551	193,750,162	1	24,570	3,552	193,774,732
	短期入所	13,486	145,384,623	38	427,050	13,524	145,811,673
居宅介護支援	短期入所生活介護（特養）	3,534	226,873,471	60	3,981,712	3,594	230,855,183
	短期入所療養介護（老健）	2,795	168,712,040	41	2,567,085	2,836	171,279,125
	緊急時施設療養費	725	56,820,991	19	1,414,627	744	58,235,618
	短期入所療養介護（療養型）	0	0	0	0	0	0
	特定診療費	14	1,279,852	0	0	14	1,279,852
	居宅療養管理指導	11	60,588	0	0	11	60,588
	痴呆対応型共同生活介護	10,861	69,943,180	0	0	10,861	69,943,180
	特定施設入所者生活介護	112	24,074,508	0	0	112	24,074,508
	居宅介護（支援）サービス計画費	1,505	259,220,575	0	0	1,505	259,220,575
	特例居宅介護（支援）サービス計画費	55,086	411,038,090	2	16,800	55,088	411,054,890
施設介護サービス給付費	介護老人福祉施設サービス	54,600	407,577,290	2	16,800	54,602	407,594,090
	介護老人保健施設サービス	486	3,460,800	0	0	486	3,460,800
	介護療養型医療施設サービス	20,571	6,155,408,930	0	457,120	20,571	6,155,866,050
	介護老人福祉施設サービス	13,719	4,065,640,559	0	183,940	13,719	4,065,824,499
福祉用具購入費	介護老人保健施設サービス	4,772	1,281,442,650	0	161,960	4,772	1,281,604,610
	介護療養型医療施設サービス	2,080	808,325,721	0	111,220	2,080	808,436,941
	介護老人福祉施設サービス	0	0	991	28,377,472	991	28,377,472
高額介護サービス費	住宅改修費	0	0	917	98,127,772	917	98,127,772
	住宅改修費	505	3,264,888	2,856	16,021,429	3,361	19,286,317
合 計		182,487	11,393,721,876	4,883	148,986,235	187,370	11,542,708,111

7 介護保険関連給付

(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3ヵ月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で無利子で資金貸付を行います。

貸付のための基金額は3,000万円になります。

高額介護サービス費等資金貸付

区分 年度	高額介護サービス費		福祉用具購入費		住宅改修費		その他		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	9	298,438	10	327,560	19	2,825,532	0	0	38	3,451,530
13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 訪問介護利用者負担額助成事業（平成12年度～16年度実施）

介護保険法施行前（平成11年度中）から区のホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の方、特定疾病により要介護認定を受けた40歳から65歳未満の方などで、世帯の生計中心者の所得税が非課税の場合、訪問介護に係る利用者負担額が10%から3%に軽減されます。

訪問介護利用者負担額助成

区分 年度	高齢者経過措置			障害者支援措置			計		
	認定者数	件数	金額	認定者数	件数	金額	認定者数	件数	金額
12	1,213	9,852	43,917,755	322	2,871	17,883,414	1,535	12,723	61,801,169
13	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 認定者数は1年間の認定者数合計、件数・金額は1年間の助成件数・金額合計

(3) ケアマネージャー等支援事業（平成13年1月開始）

ケアマネージャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、または短期入所振替利用の援助を行った場合、その所属する居宅介護支援事業者等に1件2,000円を支給します。

ケアマネージャー等支援

区分 年度	住宅改修支援（理由書作成助成）		短期入所振替利用援助		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	22	44,000	11	22,000	33	66,000
13	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—

※ 短期入所振替利用援助は、支給限度基準額の一本化により、平成13年度で事業終了。

(4) 社会福祉法人等における介護保険サービス利用者負担減免助成

社会福祉法人等が介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額（介護費負担、食費負担、日常生活費負担）の減免を行った場合、その費用の一部を助成します。

対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

減免実施事業者数

区分 年度	減免実施事業者数
1 2	0

確認証発行件数

区分 年度	減額件数	免除件数
1 2	0	0

(5) 家族介護慰労事業（平成13年度開始）

要介護4または要介護5の高齢者を、介護保険サービスを利用せずに在宅で1年間介護している区民税非課税世帯の同居の家族に、10万円の慰労金を支給します。

(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度 平成13年度開始）

高齢福祉年金受給者等で世帯全員の区民税が非課税の方の利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

8 財政

保険給付に必要な費用は保険料と国・都・区の公費を財源としています。

保険料…全体の50% (第1号被保険者17%・第2号被保険者33%)

公 費…全体の50% (国25%・都12.5%・杉並区12.5%)

平成12年度決算内訳

単位 千円

科 目		予算現額	決算額	構成比 (%)
歳入	保険料	649,822	812,259	6.03
	使用料及び手数料	1	0	0.00
	国庫支出金	3,028,123	3,183,910	23.63
	介護給付費負担金	2,417,159	2,608,848	19.36
	調整交付金	541,442	491,802	3.65
	事務費交付金	69,522	83,260	0.62
	支払基金交付金	3,988,315	3,988,315	29.60
	都支出金	1,510,725	1,485,139	11.02
	繰入金	4,103,497	4,000,057	29.70
	介護給付費繰入金	1,510,724	1,444,986	10.73
	事務費等繰入金	153,059	115,357	0.86
	円滑導入基金繰入金	2,439,714	2,439,714	18.11
	寄付金	1	0	0.00
	諸収入	1,005	2,977	0.02
	合計	13,281,489	13,472,657	100.00
歳出	総務費	231,629	207,786	1.61
	保険給付費	12,087,073	11,559,893	89.68
	介護サービス費	11,676,313	11,180,344	86.74
	支援サービス費	369,365	343,078	2.66
	高額介護サービス費	22,479	19,286	0.15
	審査支払手数料	18,916	17,185	0.13
	財政安定化基金拠出金	91,792	91,792	0.71
	基金積立金	1,031,303	1,031,303	8.00
	諸支出金	3	0	0.00
	合計	13,441,800	12,890,774	100.00

年度別財政状況

歳入

(単位 千円)

年度	保険料	国庫支出金						支払基金交付金		都支出金			
		介護給付費負担金		調整交付金		事務費交付金		収入額	対前年比	収入額	対前年比		
		収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比						
12	812,259	—	—	2,608,848	—	491,802	—	83,260	—	3,988,315	—	1,485,139	—
13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年度	繰入金						諸収入		合計	
	介護給付費繰入金		事務費等繰入金		円滑導入基金繰入金		収入額	対前年比	収入額	対前年比
	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比				
12	1,444,986	—	115,357	—	2,439,714	—	2,977	—	13,472,657	—
13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

歳出

(単位 千円)

年度	総務費		保険給付費										基金積立金		合計	
			介護サービス費		支援サービス費		高額介護サービス費		審査支払手数料		財政安定化基金拠出金					
	支出額	対前年比	支出額	対前年比	支出額	対前年比	支出額	対前年比	支出額	対前年比	支出額	対前年比	支出額	対前年比	支出額	対前年比
12	207,786	—	11,180,344	—	343,078	—	19,286	—	17,185	—	91,792	—	1,031,303	—	12,890,774	—
13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

9 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- (ア) 杉並区介護保険事業計画に関すること。
- (イ) 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること。
- (ウ) その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること。

委員数

区民	区議会議員	学識経験者	保健医療関係者	福祉関係者	合計
8	2	2	3	7	22

平成12年度介護保険運営協議会開催実績

	開催日	主な内容
第1回	平成12年6月8日	委員委嘱、正副会長選出、配付資料説明、今後の進め方
第2回	平成12年8月3日	配付資料説明、ひとり暮らし高齢者・痴呆性高齢者の生活状況と区の対応、その他
第3回	平成12年10月5日	配付資料説明、訪問介護と介護報酬の事務処理、介護保険相談員の役割、その他
第4回	平成12年12月14日	配付資料説明、短期入所、送迎サービス、認定申請・調査、実態調査、その他
第5回	平成13年2月8日	配付資料説明、「調査」中間集計結果（ケアマネージャー、保険料等）、ホームページによる情報提供、その他
第6回	平成13年3月29日	配付資料説明、「調査」集計結果、平成13年度予算、平成13年度の運営、その他

10 介護保険相談

- ① 被保険者やその家族から介護保険制度に関わる苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。
- ② 在宅介護支援センター、介護保険相談員（民生委員）、まちかど介護相談薬局など区民に身近な相談機関と連携し、よりきめこまかな相談体制の充実を図ります。
- ③ 東京都国民健康保険団体連合会への苦情申し立ての受付、東京都介護保険審査会への審査請求に関する相談や申請の受付とともに、必要に応じて関係機関等と連絡調整を行います。

介護保険制度等に関する苦情・意見要望件数

区分 年度	要介護認定	介護保険料	介護サービス量	介護事業者及び保険給付	その他	合 計
12	29	10	16	190	72	317
13	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—

相談対応結果

区分 年度	相談者への説明・助言	当事者間を調整	他機関を紹介	その他	合 計
12	215	95	2	5	317
13	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—

東京都国民健康保険団体連合会との調整及び東京都介護保険審査会への審査請求

区分 年度	東京都国民健康保険団体連合会との調整	東京都介護保険審査会への審査請求	合 計
12	5	1	6
13	—	—	—
14	—	—	—

1 1 事業者支援

(1) 事業者連絡会

区とサービス事業者との情報交換及び事業者間の交流を図り、サービスの質の向上を図ることを目的として実施します。

平成12年度開催実績

名称	開催回数
介護サービス事業者連絡会（全体会）	1
訪問介護事業者連絡会	3
通所介護・通所リハビリ事業者連絡会	2
特別養護老人ホーム施設連絡部会	4
老人保健施設連絡会	1
介護サービス事業者交流会	3

(2) ケアマネージャー支援事業

ケアマネージャーを支援し、資質の向上を図ることを目的として実施します。

① ケアマネージャー研修

杉並区を実施地域とする居宅介護支援事業者に対してケアマネジメントに必要な知識や情報を提供します。

平成11年度開催実績

	実施月日	内容	参加人数
第1回	平成11年 9月24日	・杉並区におけるケアマネジメント ・利用者の立場にたつ ほか	134
第2回	平成12年 1月24日 28日	・ケアプラン作成の実際 ・介護支援専門員のスキルアップのために ほか	300
第3回	平成12年 3月16日	・介護保険事業計画の最新情報 ・居宅介護支援のために必要な知識 ほか	140

平成12年度開催実績

	実施月日	内容	参加人数
第1回	平成12年 9月19日 21日	・ケアマネジメントミニシンポジウム「自立支援のためのケアプラン実践報告」 ・介護保険給付管理の最新情報 ほか	186
第2回	平成13年 1月16日 18日	・ケアプランの意味を見直そう ・介護保険給付管理・要介護認定の最新情報 ほか	173
第3回	平成13年 3月15日 16日	・通所介護（サービス）をケアプランに活かすには ・住宅改修のポイント ・介護保険給付・要介護認定申請について ほか	167

② けあまね通信の発行

適時情報提供を行い、ケアマネージャーの活動を支援します。

平成12年度発行回数 7回

12 趣旨普及

区民の皆様に、介護保険の趣旨や利用方法について、よく知っていただくための広報活動を行っています。

住民説明会

日 程	回 数	参加者	目 的
11年10月2日 から 11月21日	28	約4,500	「介護保険事業計画素案」と介護保険制度の説明・相談
12年3月 18～29日	12	2,510	介護保険制度を円滑に進めるため、「介護保険制度」と「高齢者に対するサービス」について利用者及びその家族に説明する。

介護保険だより

号数	発行年月	部数	配布方法	主な内容
第1号	11年9月	86,000部	被保険者該当のお知らせ に同封	・介護保険事業計画素案住民説明会 ・要介護認定申請勧奨
第2号 —①	12年3月	77,500部	被保険者証一斉送付 に同封	・保険証の見方 ・認定までの流れ ・保険料 ・住民説明会日程 等
第2号 —②	12年3月	8,000部	被保険者証一斉送付 に同封（認定申請者のみ）	・保険証の見方 ・サービス利用のしくみ ・高額介護サービス費 ・保険料 等
第3号	12年8月	85,000部	保険料当初通知書に同封	・保険料通知書の見方 ・高額介護サービス費 ・ショートステイ振替利用 等

点字・カセットテープ発行物

発行物名	発行年月	部数		配布方法
		点字	テープ	
杉並区介護保険事業計画 (平成12年度～16年度)	平成12年	64冊	—	個別配布
杉並区の介護保険	平成12年	64冊	—	個別配布
介護保険だより第3号	平成12年8月	50冊	40本	保険料当初通知書 に同封

パンフレット「わたしたちの介護保険」

発行年月	部数	配布方法	目的
平成11年9月	86,000部	被保険者該当のお知らせに同封	介護保険制度周知
平成12年8月	85,000部	保険料当初通知書に同封	介護保険制度周知

ポスター

発行年月	部数	配布方法		目的
平成11年9月	800枚	区内掲示板	区内関連施設	要介護認定開始
平成12年1月	400枚	区内掲示板	区内関連施設	要介護認定申請勧奨
平成12年9月	1,000枚	区内掲示板	区内関連施設	保険料納付啓発

CATV番組制作

放映年月	主な内容
平成11年10～11月	・介護保険導入の趣旨 ・制度の概要 ・要介護認定の流れ ・サービスの概要 ・保険料
平成12年6～7月	・資格と保険料 ・要介護認定の流れ ・給付

広報すぎなみ（主な掲載記事）

掲載年月日	記事名	内容
平成11年2月 から8月	介護保険Q&A ①～⑥	介護保険制度の基礎
平成11年9月	要介護認定申請受付	要介護認定申請の勧奨
平成11年10月	介護保険事業計画素案 広報特集号	介護保険事業計画素案の説明
平成12年3月	介護保険制度が始まります 広報特集号	介護保険制度と高齢者福祉サービスの概要等
平成12年9月	介護保険のお知らせ	保険料額と徴収方法 ショートステイ振替利用

13 その他

(1) 介護保険制度のための高齢者実態調査

① 調査目的

平成11年度の介護保険事業計画策定及び高齢者保健・福祉計画見直しのための基礎資料とするため、高齢者の生活状態、保健福祉サービスに対する意識や利用意向等を把握する。

② 調査対象

調査対象	対象者数	有効回収率
ア) 満65歳以上の区民のうち、要援護高齢者を除いた方	7,000名	76.1%
イ) 満65歳以上の区民のうち、H10.6.30現在の在宅の老人福祉手当受給者、家事・ホームヘルプ受給者等の方	2,719名	88.7%
ウ) ア)の調査の結果、要援護と思われる方	295名	88.5%
エ) 区内の特別養護・養護老人ホーム入所者	493名	99.6%

③ 調査時期

平成10年7月7日から9月30日

(2) 要介護高齢者等実態調査

① 調査目的

介護保険導入後のサービス利用状況、介護保険導入前のサービスとの比較、サービスへの満足度等について実態を把握し、施策に反映する。

② 調査対象

調査対象	対象者数	有効回収率
在宅で要支援・要介護認定を受けた高齢者	1,000名	80.3%

③ 調査時期

平成12年8月23日から9月11日

(3) 介護保険サービス利用状況調査

① 調査目的

介護保険制度の各種サービスと、介護保険制度外のサービスの提供の改善・整備を図るとともに、サービスの向上を図るため、要支援・要介護認定者等に対するサービス利用状況、サービスへの満足度等に関する調査及び介護支援専門員に対する調査を行い、実態を把握する。

② 調査対象

調査対象	対象者数	有効回収率
ア) 要支援・要介護認定を受けた第1号被保険者	7,330名	81.75%
イ) 要支援・要介護認定を受けた第2号被保険者	228名	63.16%
ウ) 認定の結果、非該当(自立)と判定を受けた第1号被保険者	430名	78.84%
エ) 介護支援専門員(ケアマネージャー)	7名	—

③ 調査時期

平成12年11月16日から平成13年1月22日

平成13年度版

すぎなみの介護保険

平成12年度実績

平成13年11月発行

発行 杉並区役所保健福祉部介護保険課
杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 (03) 3312-2111

登録印刷番号

13-0108